

記載例

異動のある給与所得者の氏名、生年月日、個人番号、受給者番号、住所を記入してください。

住所地に異動があった場合、異動後の住所地も記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法で[1. 特別徴収継続]を選択した場合、新しい特別徴収義務者の情報を記入してください。
また、新しい勤務先に月割額の徴収、納入の連絡をしてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法で[2. 一括徴収]を選択した場合、その理由と、納入月を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法で[3. 普通徴収（本人納付）]を選択した場合、その理由を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書										年度		
										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者（給与支払者）の所在地、氏名または名称（印鑑は不要）、特別徴収義務者指定番号、担当者連絡先を記入してください。										年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
所在地 〒503-2426 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1										特別徴収義務者指定番号 50000000		
フリガナ イケダチヨウヤクバ										所属 総務課		
氏名又は名称 池田町役場										担当 氏名 池田 花子		
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										電話 0585-45-3111 内線（ 145 ）		
令和〇年△月×日提出										異動のある給与所得者の年税額、徴収済額、未徴収税額を記入してください。		
給与 氏名 池田 太郎										異動 年 月 日 〇 年 1 月 〇 日		
生年月日 平成元年4月1日										異動の事由 1. 退職 2. 転職・異動 3. 休職・欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）		
受給者番号 123456										異動後の未徴収税額 240,000 円		
1月1日現在の住所 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1										徴収済額 6 月から 11 月まで 10 月まで 5 月まで 100,000 円 140,000 円		
異動後の住所										異動後の未徴収税額 100,000 円 140,000 円		
特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 1. 必要 2. 不要		
一括徴収の場合 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日 10 月 25 日		
普通徴収の場合 1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が1月1日以降だが、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため										徴収予定額（上記（ウ）と同額） 140,000 円		
⑥ 1. 1月1日から4月30日までに退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出の有無にかかわらず地方税法321条の5の規定により必ず未徴収税額を一括徴収してください。 2. 新しい勤務先の名称は、誤謬をさけるため必ずフリガナをつけてください。										左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		

異動年月日には就職日や退職日等、異動の原因となった日を記入してください。

異動の事由に当てはまる番号を記載してください。7その他の場合、理由を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法について

[1. 特別徴収継続]は同一系列の会社に就職するなど、退職後の再就職先の特別徴収義務者と、退職時の特別徴収義務者間で連絡を取りあえる場合のみ選択してください。

[2. 一括徴収]は以下の条件に当てはまる場合選択します。
・異動が6月1日から12月31にまでの間で、給与所得者より一括徴収の申し出があった場合。
・異動が1月1日から4月30日までの間の場合。
ただし支払われるべき給与または退職手当等の金額が未徴収税額を下回る場合、もしくは死亡による退職を除く。
※1月1日から4月30日までの間に退職した場合、地方税法321条の5第3項の規定により必ず一括徴収してください。

[3. 普通徴収（本人納付）]は以下の条件に当てはまる場合選択します。
・異動が6月1日から12月31にまでの間で、給与所得者より一括徴収の申し出がなかった場合。
・異動が1月1日から4月30日までの間で、支払われるべき給与または退職手当等の金額が未徴収税額を下回った場合。